

十日町市地域防災計画

(震災対策編)

令和4年3月修正



十日町市防災会議

はじめに

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき作成する「十日町地域防災計画(震災対策編)」として、十日町市防災会議が作成する計画であり、合併後の十日町市の防災対策について、住民、事業所等及び市、県その他防災関係機関の責務、役割等を定めるものです。

計画作成にあたり、新潟県中越大震災、豪雪、土砂災害等頻発する近年の自然災害における対応の課題等について検討した結果、次の 6 つの事項を基本として作成しました。

- 1 住民、事業所等及び市、県その他防災関係機関のそれぞれの役割分担と責任の明確化
- 2 地域における自主防災組織等の組織化の推進と防災意識の高揚
- 3 自治体間や事業所、各種団体、ボランティア等との協力・支援体制の強化
- 4 避難体制の強化と避難生活環境の改善
- 5 要配慮者への対策の強化
- 6 食糧・物資の確保と供給体制の強化

この 6 つの事項について必要となるのは、一人一人の住民や事業所、各種団体等が日ごろから災害に備え、災害に対応できる体制を整えるとともに、地域においてお互いが助け合い、協力し合うことが重要であるということです。

「自分の身は自分で守る。」「自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが、災害による被害を最小限に抑え、早期に災害を克服することにつながります。

このような考え方と視点に立って、住民の理解と協力を得ながら、防災関係機関がそれぞれ持つ役割と責務を果たし、安全で安心なまちづくりの実現に向けて取り組みます。

十日町市防災会議会長

十日町市長 関 口 芳 史

震災対策編

目次

第1章 総則

第1節	計画作成の要旨	1
第2節	住民等及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節	十日町市の概況と過去の地震災害	7
第4節	複合災害時の対策	10
第5節	地震被害の想定	15
第6節	緊急地震速報と地震情報	27

第2章 災害予防計画

第1節	防災教育計画	30
第2節	防災訓練計画	36
第3節	自主防災組織等育成計画	40
第4節	防災都市計画	43
第5節	集落孤立対策計画	49
第6節	地盤災害予防計画	51
第7節	建築物等災害予防計画	57
第8節	道路・橋梁・トンネル等の地震対策	64
第9節	鉄道事業者の地震対策	67
第10節	治山・砂防施設の地震対策	69
第11節	河川の地震対策	70
第12節	農地・農業用施設等の地震対策	74
第13節	防災通信施設の整備と地震対策	77
第14節	放送事業者の地震対策	81
第15節	電気通信事業者の地震対策	82
第16節	電力供給事業者の地震対策	85
第17節	ガス事業者等の地震対策	87
第18節	上水道の地震対策	90
第19節	下水道等の地震対策	95
第20節	危険物等施設の地震対策	100

第 21 節	地震火災予防計画	104
第 22 節	廃棄物処理体制の整備	111
第 23 節	救急・救助体制の整備	113
第 24 節	医療救護体制の整備	118
第 25 節	避難体制の整備	123
第 26 節	要配慮者の安全確保計画	132
第 27 節	食料・生活必需品等の確保計画	139
第 28 節	学校の地震防災対策計画	143
第 29 節	文化財の地震防災計画	147
第 30 節	ボランティアの受入体制の整備	150
第 31 節	災害支援基金の積立及び運用	153
第 32 節	事業所等の事業継続	154
第 33 節	行政機関等の業務継続計画	157
第 34 節	積雪期の地震災害予防計画	161

第 3 章 災害応急対策計画

	災害応急対策タイムスケジュール	164
第 1 節	災害対策本部の組織・運営計画	170
第 2 節	防災関係機関の相互協力体制	175
第 3 節	災害時の通信確保	178
第 4 節	被災状況等収集伝達計画	183
第 5 節	広報計画	190
第 6 節	避難計画	198
第 7 節	避難所運営計画	205
第 8 節	避難所外避難者の支援計画	211
第 9 節	自衛隊の災害派遣計画	213
第 10 節	輸送計画	219
第 11 節	警備・保安及び交通規制計画	226
第 12 節	消火活動計画	229
第 13 節	救急・救助活動計画	235
第 14 節	医療救護活動計画	241
第 15 節	防疫及び保健衛生計画	252
第 16 節	こころのケア対策計画	258
第 17 節	生徒等のこころのケア対策計画	262

第 18 節	廃棄物の処理計画	264
第 19 節	トイレ対策計画	269
第 20 節	入浴対策計画	272
第 21 節	食料・生活必需品等供給計画	275
第 22 節	要配慮者の応急対策	282
第 23 節	建物の被害認定調査計画	288
第 24 節	建物の応急危険度判定計画	290
第 25 節	宅地等の応急危険度判定計画	294
第 26 節	学校における応急対策	297
第 27 節	文化財応急対策	303
第 28 節	障害物の処理計画	306
第 29 節	遺体等の捜索・処理・埋火葬計画	310
第 30 節	愛玩動物の保護対策	313
第 31 節	災害時の放送	317
第 32 節	公衆通信の確保	319
第 33 節	電力供給応急対策	322
第 34 節	ガスの安全・供給対策	325
第 35 節	給水・上水道施設応急対策	328
第 36 節	下水道等施設応急対策	338
第 37 節	危険物等施設応急対策	343
第 38 節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	351
第 39 節	鉄道事業者の応急対策	356
第 40 節	治山・砂防施設等の応急対策	360
第 41 節	河川施設の応急対策	364
第 42 節	農地・農業用施設等の応急対策	368
第 43 節	農林水産業応急対策	372
第 44 節	商工業応急対策	378
第 45 節	応急住宅対策	381
第 46 節	ボランティアの受入計画	388
第 47 節	義援金の受入れ・配分計画	391
第 48 節	義援物資対策	392
第 49 節	災害救助法による救助	395

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	民生安定化対策	400
第2節	融資・貸付その他資金等による支援計画	408
第3節	公共施設等災害復旧対策	423
第4節	災害復興対策	436

(※風水害等対策編、原子力災害対策編および資料編は別冊)

作成 平成18年12月26日（新潟県知事承認 平成19年1月11日）
修正 平成28年2月25日
修正 令和4年3月30日